

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社 労 士 事 務 所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

## 専門実践教育訓練給付金(従業員対象)が拡充されます

**雇用保険に加入している従業員の方に支給される給付金の改正**があります。初めて専門実践教育訓練を受講する方で、一定の要件を満たす方に、「教育訓練支援給付金」が支給されます。平成30年1月1日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、教育訓練給付金の「支給率」「上限額」「支給対象者の要件」「教育訓練支援給付金」が改正されます。



### 支給率

平成29年12月31日以前	平成30年1月1日以降
平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練は、教育訓練経費の <b>40%</b> 資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の <b>20%(合計60%)</b>	教育訓練経費の <b>50%</b> 資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の <b>20%(合計70%)</b>

### 上限額(年間)

平成29年12月31日以前	平成30年1月1日以降
平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給の上限額は、 <b>年間32万円</b> (資格取得等した場合、 <b>年間48万円</b> )	支給の上限額は、 <b>年間40万円</b> (資格取得等した場合、 <b>年間56万円</b> )

### 支給対象者の要件の緩和について

平成29年12月31日以前	平成30年1月1日以降
①雇用保険の被保険者 受講開始日に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が <b>10年以上</b> (初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方は <b>2年以上</b> ) ある方	<b>改正点1</b> ①、②ともに、 <b>支給要件期間が3年以上</b> (初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については <b>2年以上</b> ) ある方
②雇用保険の被保険者であった方 受講開始日に被保険者でない方のうち、離職日の翌日以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が <b>10年以上</b> (初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方は <b>2年以上</b> ) ある方	
上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに <b>10年以上経過</b> していること。	<b>改正点2</b> 平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合であっても、 <b>前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過している方は支給対象</b> 。
③離職日の翌日以降1年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始することができない場合、ハローワークに申請することで、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間を <b>最大4年</b> まで延長可能。	<b>改正点3</b> 平成30年1月1日以降、 <b>最大20年</b> まで延長可能。

### 失業中の方に支給する「教育訓練支援給付金」の拡充について

平成29年12月31日以前	平成30年1月1日以降
平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の <b>50%</b>	基本手当日額に相当する額の <b>80%</b>

【厚生労働省より】

\*\*\*\*\* **年末年始休業のご案内** \*\*\*\*\*

誠に勝手ながら、弊所では12月29日(金)より1月4日(木)まで、年末年始休業とさせていただきます。期間中はご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解下さいますようお願い致します。